

利府町スポーツ施設等指定管理者募集要項

令和 8 年 8 月

利府町

< 目 次 >

第 1	募集の目的等	1
第 2	施設の概要	
1	設置の目的	1
2	管理運営の基本方針	1
3	施設の名称及び住所等	1
第 3	指定管理者が行う管理の基準	2
1	施設等の利用（開館・閉館）時間及び休館（休場）日	2
2	施設本来の利用の確保等	2
3	サービスの向上等	2
4	施設の維持管理	2
5	関係法令等の遵守	3
6	行政手続条例の適用	3
7	環境配慮の推進	4
8	情報公開	4
9	個人情報の保護	4
10	利用料金制	4
11	守秘義務	4
12	文書の管理・保存	4
13	日報・月報の作成及び報告	4
14	事業計画書及び収支計画書の提出	4
15	事業実績報告書等の提出	5
16	指定管理業務の一括委託の禁止	5
17	準備業務	5
第 4	管理運営に要する経費	5
第 5	指定管理の期間	7
第 6	指定管理者の業務の範囲	7
1	施設全体の管理運営業務	7
2	施設の使用許可申請の受付及び許可並びに利用料金の収受に関する業務	7
3	使用の制限及び入場の拒否等に関する業務	7
4	機械設備の操作、日常点検業務	8
5	施設、設備、物品及び敷地の維持管理業務	8

6	スポーツ振興事業に関する業務	・ ・ ・ ・ ・	8
7	任意団体育成及び連携協力事業に関する業務	・ ・ ・ ・ ・	8
8	その他	・ ・ ・ ・ ・	8
第 7	管理業務の範囲外の業務	・ ・ ・ ・ ・	8
第 8	指定管理料	・ ・ ・ ・ ・	9
1	指定管理料の上限額	・ ・ ・ ・ ・	9
2	スポーツ振興事業における教室等の事業収入	・ ・ ・ ・ ・	9
3	自主事業収入	・ ・ ・ ・ ・	9
4	指定管理料の精算	・ ・ ・ ・ ・	9
5	管理口座・区分経理	・ ・ ・ ・ ・	9
6	消費税	・ ・ ・ ・ ・	9
第 9	利府町と指定管理者のリスク分担	・ ・ ・ ・ ・	9
第 1 0	指定管理者の指定の取消し等	・ ・ ・ ・ ・	1 0
1	改善勧告等	・ ・ ・ ・ ・	1 0
2	業務停止命令	・ ・ ・ ・ ・	1 0
3	指定の取消し	・ ・ ・ ・ ・	1 0
4	損害賠償	・ ・ ・ ・ ・	1 0
5	指定の取消しに伴う清算	・ ・ ・ ・ ・	1 0
6	その他	・ ・ ・ ・ ・	1 0
第 1 1	原状回復及び事務引継	・ ・ ・ ・ ・	1 0
1	原状回復	・ ・ ・ ・ ・	1 0
2	事務引継	・ ・ ・ ・ ・	1 1
第 1 2	事業実施状況の評価	・ ・ ・ ・ ・	1 1
1	モニタリングの評価	・ ・ ・ ・ ・	1 1
2	監査委員による監査	・ ・ ・ ・ ・	1 1
第 1 3	応募に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	1 1
1	申請者の資格	・ ・ ・ ・ ・	1 1
2	欠格事項	・ ・ ・ ・ ・	1 1
3	グループで申請する場合の留意事項	・ ・ ・ ・ ・	1 2
4	必要な資格	・ ・ ・ ・ ・	1 2
5	公募選定のスケジュール（予定）	・ ・ ・ ・ ・	1 2

6	募集要項等の配布	・ ・ ・ ・ ・	1 3
7	事業者説明会	・ ・ ・ ・ ・	1 3
8	質問の提出及び質問に対する回答	・ ・ ・ ・ ・	1 3
9	参加表明書等の提出	・ ・ ・ ・ ・	1 4
1 0	申請書類	・ ・ ・ ・ ・	1 4
1 1	申請方法及び申請先	・ ・ ・ ・ ・	1 5
1 2	留意事項	・ ・ ・ ・ ・	1 6
第 1 4	選定方法等について	・ ・ ・ ・ ・	1 6
1	選定方法	・ ・ ・ ・ ・	1 6
2	選定基準	・ ・ ・ ・ ・	1 7
3	選定の視点	・ ・ ・ ・ ・	1 7
4	審査項目及び配点等	・ ・ ・ ・ ・	1 7
第 1 5	協定の締結	・ ・ ・ ・ ・	1 8
1	基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・	1 8
2	仮基本協定の締結	・ ・ ・ ・ ・	1 8
3	指定管理者の指定及び選定結果の公表	・ ・ ・ ・ ・	1 8
4	協定が締結できない場合の措置等	・ ・ ・ ・ ・	1 8
5	その他	・ ・ ・ ・ ・	1 8
第 1 6	その他の事項	・ ・ ・ ・ ・	1 8
1	中間評価の実施	・ ・ ・ ・ ・	1 8
2	選定委員及び関係者との接触禁止	・ ・ ・ ・ ・	1 8
3	災害発生時の対応	・ ・ ・ ・ ・	1 9
4	各種選挙時の対応	・ ・ ・ ・ ・	1 9
5	ネーミングライツ制度の導入	・ ・ ・ ・ ・	1 9
第 1 7	問い合わせ及び申請書類の提出先	・ ・ ・ ・ ・	1 9
第 1 8	参考資料及び申請様式	・ ・ ・ ・ ・	1 9
別添 1	リスク分担表	・ ・ ・ ・ ・	2 1
別添 2	審査項目及び配点等	・ ・ ・ ・ ・	2 3

利府町スポーツ施設等指定管理者募集要項

第1 募集の目的等

町民のスポーツの振興及び普及を図り、心身の健全な発達と福祉の増進に資するために設置している本町のスポーツ施設について、利用者へのサービス向上及び効果的かつ効率的な施設運営を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び利府町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年利府町条例第13号）の規定に基づき、民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する町民ニーズに効果的・効率的に対応できる指定管理者を募集します。

なお、申請に当たっては、サービスの質の向上と管理コストの削減について柔軟に検討し、提案していただくことを期待します。

第2 施設の概要

1 設置の目的

町民をはじめとした地域住民のスポーツの振興及び普及を図り、心身の健全な発達と福祉の増進に資するため利府町が設置したものです。

2 管理運営の基本方針

(1) 地域スポーツ活動の拠点

町民をはじめとする地域住民がいつでも気軽に運動、スポーツに親しめるよう、自主的なスポーツ活動を推進・支援し、地域団体、各種スポーツ団体等との連携を取りながら施設運営を行うものとします。

(2) 魅力ある事業の創出

多様化する住民のニーズに、より効果的・効率的に対応できるよう施設の専門性と利便性を高めつつ、創意工夫の上、各種事業の提供に努め、利用者へのサービス向上を図るものとします。

(3) 安全で快適な施設の継続

将来にわたり、安全で快適な施設として継続していくために、必要かつ適正な維持管理を行い、その機能を正常に保持し、施設利用者の安全で快適な利用を図るものとします。

3 施設の名称及び所在地等

名 称	所在地
利府町総合体育館	利府町青山一丁目57番地2
利府町屋内温水プール	利府町青山一丁目2番地4
利府町中央公園	利府町青山一丁目地内
沢乙北公園	利府町しらかし台五丁目地内

(1) 施設の規模等 【別紙資料1】「利府町スポーツ施設等概要一覧表」のとおり

(2) 施設平面図 【別紙資料2】「施設平面図」のとおり

第3 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う管理の基準は、次のとおりです。

1 施設等の利用（開館・閉館）時間及び休館（休場）日

名 称		利用時間	休館日
利府町総合体育館		午前9時から午後9時まで	第2火曜日、第4火曜日 （祝祭日の場合は翌日） 及び12月28日から1月4日まで
利府町屋内温水プール		午前10時から午後9時まで	毎週火曜日（祝祭日の場合は翌日）及び12月28日から1月4日まで
利府町中央公園		特に制限なし	特に制限なし
	多目的運動場	午前9時から午後5時まで	12月28日から1月4日まで
	野球場	午前9時から午後9時まで	
	テニスコート		
沢乙北公園		特に制限なし	特に制限なし
	野球場	午前9時から午後5時まで	12月28日から1月4日まで
	テニスコート		

※ 指定管理者の提案により、利府町が認めるときは、利用時間を変更することができます。

※ 指定管理者の提案により、利府町が認めるときは、休館（休場）日を変更、又は別に休館（休場）日を定めることができます。

※ 施設の安全管理上必要と判断し、利府町が認めるときは、臨時休館（休場）にすることができます。

2 施設本来の利用の確保等

- (1) 施設設置目的に即した事業展開及び利用機会の公平性を確保することとします。
- (2) 令和9年度分の年間調整は、現在の指定管理者が行います。年間調整の結果、利用内定した大会等及び指定の前に利府町が許可した利用については、引き継ぐこととします。指定管理者の変更により利用者に不利益が生じることのないようにすることとします。

3 サービスの向上等

指定管理者は、利用者に対するサービスの向上を図り、利用者の増加に努めてください。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応するものとします。

4 施設の維持管理

常に施設を清潔に保つとともに、施設の機能及び環境を維持し、良好な状態でサービス提供ができるよう、施設の維持管理を行うこととします。また、施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の予防保全に努めることとします。

5 関係法令等の遵守

指定管理者としてスポーツ施設の管理運営を行う際は、利用者に対して、コンプライアンスの姿勢を明確に示すとともに、次の関連する法令等を遵守すること。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第37号）
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- (6) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (7) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (8) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）
- (9) 利府町総合体育館条例（昭和59年利府町条例第15号）及び利府町総合体育館管理規則（令和6年利府町規則第10号）
- (10) 利府町屋内温水プール条例（平成9年利府町条例第1号）及び利府町屋内温水プール管理規則（平成9年利府町規則第6号）
- (11) 利府町都市公園条例（昭和48年利府町条例第31号）及び利府町都市公園条例施行規則（平成9年利府町規則第8号）
- (12) 利府町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年利府町条例第13号）及び利府町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年利府町規則第35号）
- (13) 利府町個人情報保護条例（平成17年利府町条例第19号）及び利府町個人情報保護条例施行規則（平成17年利府町規則第34号）
- (14) 利府町行政手続条例（平成9年利府町条例第23号）及び利府町行政手続条例施行規則（平成9年利府町規則第12号）
- (15) 利府町情報公開条例（平成11年利府町条例第1号）及び利府町情報公開条例施行規則（平成11年利府町規則第19号）
- (16) 利府町暴力団排除条例（平成24年利府町条例第16号）
- (17) 暴力団の利益となる公共施設の使用等の制限に関する条例（平成21年利府町条例第20号）
- (18) 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年利府町規則第12号）
- (19) その他関係法令等

6 行政手続条例の適用

施設の利用承認等の手続きに当たり、利府町行政手続条例が直接適用される条項について、指定管理者は遵守すること。

7 環境配慮の推進

町の重点施策である利府町地球温暖化対策実行計画の取組を踏まえ、自らが行う事業活動において省エネルギーや省資源等に可能な限り取り組むとともに、規制を受ける環境関係法令等を確実に遵守し、環境負荷の低減に努めること。

8 情報公開

指定管理者が直接業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書で、指定管理者が管理しているものの公開については、利府町情報公開条例の趣旨に則り、指定管理者が別途情報公開に関するマニュアル等を定めること。

9 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び利府町個人情報保護条例の規定により、指定管理業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えいや滅失及び毀損などの事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。

10 利用料金制

施設の利用料金及び利府町都市公園条例第5条に規定する行為許可使用料については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制を採用します。

利用料金は利府町都市公園条例、利府町総合体育館条例及び利府町屋内温水プール条例に定める基準額の範囲内で町長の承認を得て指定管理者が定めることとなります。一定の要件に該当する場合には、利用料金の一部又は全部を免除することとなります。

また、利府町都市公園条例、利府町総合体育館条例及び利府町屋内温水プール条例に定める一定の要件に該当する場合には、利用料金の一部又は全部を免除することとなります。

利用料金及び町が支払う指定管理料は、指定管理者の収入となり、それが管理経費になります。

11 守秘義務

指定管理者は、施設管理を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりしてはならないこととし、指定管理期間が終了した後も同様の扱いとします。

12 文書の管理・保存

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、指定管理者が別途文書の管理に関するマニュアル等を定め、適正に管理及び保管すること。

また、指定管理期間終了時に、利府町の指示に従い、引き渡しすること。

13 日報・月報の作成及び報告

指定管理者は、利府町のモニタリング実施のため、自らの管理業務の記録として、日々作成する業務日報に基づき、毎月、月例業務報告書を作成し、利府町へ報告すること。

14 事業計画書及び収支計画書の提出

次年度の事業計画書及び収支計画書について、利府町と調整を図った上で作成し、提出すること。

1 5 事業実績報告書等の提出

地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度終了後30日以内に業務全般に係る事業実績報告書等を作成し、利府町に提出すること。

1 6 指定管理業務の一括委託の禁止

指定管理業務の実施に当たり、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認めません。ただし、予め利府町の承認を受けた場合には、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

1 7 準備業務

令和9年4月1日からの指定管理者へ円滑な業務移行を行うため、現在の指定管理者から変更となる場合のみ、令和9年1月1日から3か月間を準備期間として業務の委託を行います。

委託期間中は、引継ぎ業務をはじめ、長中期修繕計画の作成や令和9年度における事業計画、各施設の利用調整等を行っていただくとともに、必要書類及びデータ等の引継ぎも受け、令和9年4月1日の業務開始日には、万全の体制で指定管理業務を開始すること。

なお、業務に係る経費については、指定管理者として選定された団体が現在の指定管理者へ負担すること。

また、指定管理期間中に納付された指定管理期間以後の利用料金については、指定管理期間終了後、速やかに次期指定管理者に納入すること。

※【別紙資料3】利府町スポーツ施設等指定管理業務仕様書8ページの「7 指定管理者の管理開始に係る準備」を参照すること。

※準備業務に係る経費（指定管理者として選定された団体が現在の指定管理者へ負担する金額）については、257.4万円（税込）とします。

第4 管理運営に要する経費

当該施設の管理運営収支実績は、別紙資料5「施設管理決算状況（令和6年度及び令和7年度）」のとおりですので、これを参考として、申請の際の事業計画、収支計画書を作成していただくとともに、施設の効用を最大限に発揮しサービスの向上を図りつつ、効率的な運営を行うための経費節減に向けた取り組みについても積極的に提案すること。

(1) 利用料金収入は、2,328.1万円（1年間）と想定し、積算すること。

(2) 広告収入（中央公園野球場フェンス広告）は、262.8万円（1年間）と想定し、積算すること。

(3) 自動販売機電気料金は、63万円（1年間）と想定し、積算すること。

(4) 施設の維持管理や運営に要する経費

- ・ 人件費
- ・ 施設維持管理（保守点検費、光熱水費、修繕費、備品費、消耗品費等）
- ・ 事業費（教室・大会等）
- ・ その他必要とされる経費

なお、経年劣化又は特定できない第三者の行為により生じた施設・設備の修繕・更新や備品の購入については、次の取扱いとします。

① 施設及び設備の修繕等

修繕費は、収支計画で500万円（1年間）と想定し積算すること。

ア 原則として、1件200万円未満のものは、指定管理者が実施すること。

200万円以上のものは、利府町と協議の上、実施するものとする。

イ 200万円未満であっても、施設設置時からの瑕疵等の場合は「修繕依頼書(任意様式)」を利府町に提出し、判断を仰ぐこと。

ウ 200万円以上であっても、利府町が見積りを取り直した結果、200万円未満となった場合は、指定管理者が実施すること。

エ 指定管理者が実施する修繕・工事等に当たって、設計や構造に関わる修繕・工事等については、事前に利府町と協議を行うこと。

オ その他、この募集要項に定めがない修繕・工事等が発生した場合は、利府町と協議の上、決定すること。

② 備品等について

ア 利府町の所有に属する備品等(公用車を除く)については、無償で貸与します。

イ 指定管理者が指定管理期間中に利府町から支払われた指定管理料により購入した備品等については、利府町に帰属すること。

ウ 指定管理者が必要と認める備品等については、利府町と協議の上、指定管理者が独自で調達できるものとします。指定管理者が独自で調達した備品については、指定管理者に帰属するものとし、指定管理期間終了後は指定管理者が処分するか、協議により利府町あるいは、利府町が定める者に引き継ぐことができるものとします。

エ 指定管理者は、備品整理簿を備え、その保管に係る備品等を利府町所有と指定管理者所有と分かるように整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に利府町に報告すること。

なお、備え付けの備品については、指定管理者が変更した場合に限り、決定後に行なう準備業務期間中において、利府町と指定管理者が確認し、整理簿を整備すること。

オ 指定管理者は、備品が適切な状態で保持されるよう管理するとともに、備品使用に伴う消耗品の購入やメンテナンス、故障への対応等は、指定管理者の費用負担により実施すること。

カ 指定管理業務で使用するパソコン等事務機器やトレーニングルームの器具、総合体育館館内の監視カメラ、総合体育館メインアリーナの音響機器、自動体外式除細動器（AED）については、指定管理者が用意すること。

(参考1) 現在、指定管理者が支払っている年間機器賃借料

No.	件名	年間賃借料
1	屋内温水プールトレーニング機器賃貸借	480,000円
2	総合体育館メインアリーナ音響設備賃貸借	96,000円
3	自動体外式除細動器(AED)賃貸借	120,000円

(参考2) 現在、利府町が支払っている年間機器賃借料

No.	件名	年間賃借料
1	総合体育館監視カメラ機器賃貸借 ※契約者：NX・TCリース&ファイナンス 株式会社仙台支店	198,000円

キ 備品等の使用及び保管については、善良な指定管理者の注意義務をもって行うこと。

ク 指定管理者は、利府町の所有に属する備品等で廃棄等の異動をしようとするときは、事前に利府町の承認を得ること。

③ 光熱水費は、収支計画で6,240.5万円(1年間)と想定し積算すること

④ その他利府町から指示された業務に係る経費

第5 指定管理の期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日(5年間)

ただし、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、この期間内であっても、指定の取り消し、又は業務の停止を命じることがあります。

第6 指定管理者の業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとし、業務の詳細は、【別紙資料3】「利府町スポーツ施設等指定管理業務仕様書」を参照すること。

1 施設全体の管理運営業務

(1) 施設全体の経営マネジメント業務

当該公の施設の設置目的に沿った使用の確保及び当該設置目的を達成するためのより充実した使用方法を企画するとともに、当該施設の利用拡大をマネジメントしていただきます。

(2) 施設の総務・経理業務

(3) 事業報告書等の作成及び提出

2 施設の使用許可申請の受付及び許可並びに利用料金の収受に関する業務

(1) 施設の使用許可申請の受付及び許可

※ただし、現在利府町で使用や占有を許可している行政財産及び都市公園等は除く。

(2) 利用料金の収受及び還付

(3) 利府町都市公園条例及び利府町総合体育館条例並びに利府町屋内温水プール条例に基づく利用料金の減免

3 使用の制限及び入場の拒否等に関する業務

4 機械設備の操作、日常点検業務

5 施設、設備、物品及び敷地の維持管理業務

- (1) 建物内の清掃業務
- (2) 建物内の機械保安及び警備業務
- (3) 敷地内の清掃、緑地の除草、樹木の剪定等管理業務
- (4) 光熱水費の支払い及びこれに係る保守点検業務

6 スポーツ振興事業に関する業務

- (1) スポーツの普及発展のための企画及び実施
- (2) スポーツ教室・大会等の事業

自主的かつ継続的な地域スポーツ活動を推進するため、指定管理者として実施することがふさわしい各種スポーツ事業を企画、立案及び実施するものとし、実施に当たっては、年間事業計画書等により、利府町の承認を得ること。

(例) 初心者対象事業、子どもの体力向上事業、高齢者・障がい者対象事業、町内スポーツ関係団体との協働事業等

- (3) スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、町民をはじめとする地域住民の心身の健全な発達と福祉の増進に繋がる事業展開に努めること。

7 任意団体育成及び連携協力事業に関する業務

- (1) 利府町スポーツ協会との連携・指導に関する業務
- (2) 利府町スポーツ少年団の事務局に関する業務
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成支援に関する業務

8 その他

- (1) 利府町への各種計画書・報告書等の提出
- (2) 利府町等関係機関との連絡調整業務
- (3) 利府町や他の行政機関等からの調査に対する回答
- (4) 利府町実施事業への協力
- (5) 学校開放事業として、各小中学校と調整を行い運動場及び体育館を登録団体に貸出を行うこと。
- (6) モニタリングに関すること。
- (7) 指定管理者が変更される場合に限り、指定管理期間終了に当たっての業務の引継ぎに関すること。

第7 管理業務の範囲外の業務

指定管理者は、当該施設の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、利府町の承認を得て、自主事業を実施できるものとします。施設の効用を最大限に発揮させる観点から、創意工夫を凝らして積極的に提案すること。また、指定管理の期間中に新たな自主事業を実施する場合にも、予め利府町の承認が必要となります。

第8 指定管理料

1 指定管理料の上限額

指定管理料の上限額は、年額185,282千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、提案額をもって指定管理料とします。

また、指定管理料は、契約期間中のさまざまな変動要素を見込んだ金額となっていますので、事業年度ごとの収支計画の積算に当たっては、国内外の経済動向を踏まえ、十分に検討すること。

さらに、指定管理の期間中に消費税率の改定があった場合には、税率改定分の指定管理料の変更を行います。

なお、指定管理料の支払い方法については、協定において定めることとします。

2 スポーツ振興事業における教室等の事業収入

スポーツ振興事業における教室等の事業収入は、指定管理者の収入となります。

3 自主事業収入

指定管理者が提案により実施する事業（自主事業）に伴う収入は、指定管理者の収入となります。

- (1) 教室・大会等の事業収入
- (2) 物販等の事業収入
- (3) 飲食等の収入
- (4) 複写機等の収入
- (5) その他の収入

なお、具体的な内容については、指定管理者と町が協議の上、決定します。

4 指定管理料の精算

指定管理者は利府町が示した要求水準を満たす業務を実施する中で、利用料金収入の増加や経費の節減などの指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めません。ただし、修繕料及び光熱水費は実績に基づき利府町と指定管理者との協議により、精算する場合があります。

5 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経理は、団体自体の口座とは別の口座で管理すること。

また、指定管理業務に係る経理とそれ以外の業務に係る経理は、区分して整理すること。さらに、施設の管理運営に係る業務経費と自主事業に要する経費を区分し、事務を執行すること。

6 消費税

消費税は10%で計算すること。なお、今後、新たな消費税率が決定した段階で、改めて指定管理者と協議を行うものとします。

第9 利府町と指定管理者のリスク分担

別添1のとおりとします。

第10 指定管理者の指定の取消し等

1 改善勧告等

利府町は、指定管理者に対して協定違反が認められる場合など必要に応じ、改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

2 業務停止命令

1の場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合、利府町は、期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

3 指定の取消し

利府町は、指定管理者が次のいずれかに該当するときは、指定管理を取り消すことができます。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律225号）の規定に基づく更生又は再生手続を開始したとき。
- (2) 財務状況が著しく悪化し、管理運営の履行が確実にないと認められるとき。
- (3) 管理運営業務の全部又は一部が停止になり、解除後の管理運営業務が確実にないと認められるとき。
- (4) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にあると認められるとき。
- (5) その他、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

4 損害賠償

利府町は、上記2、3又はその他指定管理者の責めに帰すべき事由により利府町に損害が発生したときは、指定管理者に損害賠償請求をするものとします。

5 指定の取消しに伴う精算

指定管理者は、上記3により、それまでに施設の管理に要した費用が利府町から支払を受けた額に満たないときは、利府町に対して残額を返還するものとします。

6 その他

- (1) 不可抗力その他指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合には、利府町と指定管理者は指定の取消しについて協議するものとします。
- (2) 指定管理者から指定の取消しを求める場合には、取消しを求める日の1年以上前に申出すること。

第11 原状回復及び事務引継

指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定が取り消されたときは、次の措置を講じるものとします。

1 原状回復

指定管理者の負担により、施設、設備等を速やかに原状に回復するものとします。ただし、利府町の承認を得たときは、この限りではありません。

2 事務引継

利府町の指示により、新たな指定管理者と十分に事務引継を行うものとし、令和9年3月31日以前の業務引継ぎに要した経費は、全て指定管理者として選定された者が現在の指定管理者へ負担するものとします。

第12 事業実施状況の評価

利府町は、指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、モニタリングを実施します。

1 モニタリングの評価

モニタリングは、年度ごとに提出する事業報告書及び収支決算書、自己評価表の内容及び利用者からのアンケート調査をもとに、「利府町スポーツ施設等指定管理者評価懇話会」による評価を行うものとします。

2 監査委員による監査

利府町の監査委員が必要と認めた場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。監査の実施が決定された場合には、指定管理者は当該監査に誠実に対応すること。

第13 応募に関する事項

1 申請者の資格

- (1) 宮城県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体（以下「法人等」という。）。
- (2) 宮城県内で当該施設と同等以上の公共スポーツ施設の指定管理運営業務の実績を3年以上（グループ応募の場合においては、グループの代表者または構成員のいずれか1者が3年以上の実績を有していれば申請者の資格を満たす）有すること。
- (3) 緊急時（指定管理者の予期せぬ状況）に速やかに応援態勢が図れること。
- (4) 複数の法人等が共同事業体を構成して応募する場合は、代表団体を定めること。
- (5) 申請は、1法人等又は共同事業体につき1件とすること。

2 欠格事項

次のいずれかに該当する法人等は申請できません。また、申請後に次の事項に該当することとなった場合は、指定を受けられません。なお、(8)及び(9)、(10)②の項目については、宮城県警察本部等の関係機関に照会をすることがあります。

- (1) 利府町から指名停止措置を受けている法人等
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等
- (3) 法人税、法人に係る県及び市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている法人等
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等

- (6) 利府町長及び利府町副町長が地方自治法第142条に規定する役員等である法人等
- (7) 利府町議会議員が地方自治法第92条の2に規定する役員等である法人等
- (8) 暴力団若しくはその利益となる活動を行っている法人等
- (9) 暴力団若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等
- (10) 申請団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (11) その他、応募することが適当でないと利府町長が判断した法人等

3 グループで申請する場合の留意事項

グループで申請する場合は、次の事項に留意すること。

- (1) グループの名称及び代表者を定めて、「グループの協定書又はこれに準ずる書類」を提出すること。
- (2) 単独で申請した法人は、グループ申請の構成員になることはできません。
- (3) 複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできません。

4 必要な資格

- (1) 防火管理者（取得見込者を含む）
- (2) プール監視業務実施に伴う警備業法の認定資格（取得見込を含む）
 ※ただし、指定管理者に所属する人員がプール監視業務を行う場合は、警備業法資格は不要となり、プール監視業務を外部業者に委託する場合は、その業者が警備業法資格を有することとなります。
- (3) 上級救命講習修了（修了見込を含む）
- (4) 遊泳用プール衛生管理者講習修了（修了見込を含む）

5 公募選定のスケジュール（予定）

公募及び選定のスケジュール（予定）は、次のとおりとします。

内 容	日 時
募集の告知	令和8年8月3日（月）
募集要項の配布	令和8年8月3日（月）～同月31日（月）
事業者説明会参加申込受付	令和8年8月3日（月）～同月7日（金）
事業者説明会	令和8年8月18日（火）
募集に関する質問の受付	令和8年8月3日（月）～同年9月4日（金）
募集に関する質問への回答	令和8年9月11日（金）
参加表明書等の提出（期限）	令和8年9月18日（金）
辞退届の提出（期限）	令和8年9月25日（金）
申請書類（事業計画書等）の受付	令和8年9月28日（月）～同年10月2日（金）

申請書類受付後の辞退届の提出 (期限)	令和8年10月5日(月)
審査・評価(書類審査・面接審査)	令和8年10月27日(火)
指定管理者候補者の決定	令和8年11月上旬
指定管理者指定の議案提出、審査	令和8年12月上旬
指定管理者決定の通知、告示	令和8年12月中旬
準備期間(業務委託期間、指定管理者 変更時)	令和9年1月～同年3月
基本協定及び令和9年度協定の締結	
指定管理者による業務開始	令和9年4月1日(木)

6 募集要項等の配布

募集要項等を次のとおり配布します。

なお、利府町のホームページからもダウンロードできますが、郵送での配布は行いません。

(URL <https://www.town.rifu.miyagi.jp/>)

- (1) 配布期間 令和8年8月3日(月)から同月31日(月)まで
- (2) 配布時間 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日除く。)
- (3) 配布場所 利府町企画部スポーツ振興課施設運営係(役場2階9番窓口)

7 事業者説明会

- (1) 日 時 令和8年8月18日(火)
※時間は、別途通知します。
- (2) 場 所 利府町役場本庁舎第1会議室
- (3) 申 込 先 事業者説明会へ参加を希望する団体等は、利府町スポーツ施設等指定管理者事業者説明会参加申込書(様式第1-1号)に記入の上、令和8年8月3日(月)から同月7日(金)午後4時までに利府町企画部スポーツ振興課施設運営係宛電子メールで申込むこととし、令和8年8月7日(金)の午後5時までの申込確認メールをもって受付完了とします。 電子メール: sports-u@rifu-cho.com

(4) 留意事項

- ① 参加及び参加予定の団体は、必ず参加すること。
- ② 参加者は団体から2名以内とし、本募集要項及び仕様書等の関係書類を持参すること。

8 質問の提出及び質問に対する回答

募集要項等の内容に関する質問は、次のとおり受付します。

- (1) 提出期間 令和8年8月3日(月)から同年9月4日(金)午後5時まで
- (2) 提出方法 利府町スポーツ施設等指定管理者募集要項等に関する質問書(様式第1-2号)に質問内容をまとめて記入し、電子メールに添付して提出すること。

なお、電話、FAX等での質問は受付しません。

電子メール sports-u@rifu-cho.com

※電子メールのタイトルは、「利府町スポーツ施設等指定管理者募集要項等に関する質問書(法人等名)」として送信し、開封を確認すること。

- (3) 回 答 質問に対する回答は、令和8年9月11日（金）までに利府町ホームページに掲載します。

9 参加表明書等の提出

利府町スポーツ施設等指定管理者公募型プロポーザルへ参加を希望する団体等は、利府町スポーツ施設等指定管理者参加表明書（様式第2－1号から様式第2－3号まで。以下「参加表明書」という。）に記入のうえ、令和8年9月18日（金）午後5時までに利府町企画部スポーツ振興課施設運営係宛持参又は郵送で提出すること。

なお、持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までとし、参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第3号）に記入のうえ、令和8年9月25日（金）までに利府町企画部スポーツ振興課施設運営係宛持参又は郵送で提出すること。

10 申請書類

申請に当たっては、下記の書類を提出すること。なお、利府町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第4号）
 - (2) 印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）
 - (3) 法人登記簿謄本（発行から3か月以内のもの）
 - (4) 事業者に関する書類
 - ① 法人等の概要（様式第5－1号）
 - ② 法人等の役員等の一覧表（様式第5－2号）
 - ③ 法人等の代表者履歴書（様式第5－3号）
 - ④ 法人等の類似施設等管理運営実績表（様式第5－4号）
 - ⑤ 定款、約款、寄附行為及び規約等
 - ⑥ （法人の場合）登記事項証明書
 - ⑦ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の事業実績報告書、収支決算書及び財産目録。ただし、当該申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録
 - ⑧ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支計画書
 - (5) 国税の納税証明書及び地方税（法人住民税・法人事業税）の納税証明書（各直近3年分）
 - (6) 欠格事項に該当しない旨の申立書（様式第6号）
 - (7) （グループ申請の場合）グループ構成団体一覧表（様式第7号）
 - (8) （グループ申請の場合）申請手続等に関する委任状（様式第8号）
 - (9) 事業計画書（様式第9号）
- 次の項目について、提案すること。

- ① 施設の管理運営方針について
- ② 事業計画について
- ③ 利用者サービス向上計画について
- ④ 施設の運営について
- ⑤ 施設の維持管理について
- ⑥ 運営体制及び組織について
- ⑦ 管理運営を行う人員体制等について
- ⑧ 情報公開、個人情報保護の取扱いについて
- ⑨ その他の独自の事業計画について

※特に、「部活動地域展開（運動部・注１）」や「町内小中学校の水泳授業の施設利活用（注２）」について、提案すること。（両事業に係る費用は、今回の指定管理料には含まず、事業実施の際は、別途契約となります。）

（注１）部活動地域展開

学校の教員が中心となって担ってきた部活動の運営や指導を、地域のクラブや団体、外部指導者などと連携・移行していく取り組み。

（注２）町内小中学校の水泳授業の施設利活用

学校プールの老朽化や維持管理コスト、熱中症リスクの増大や安全面への懸念、さらには、教員の指導・管理負担増加などを踏まえ、利府町屋内温水プールを活用した水泳授業を実施するもの。

(10) 人員配置計画書（様式第１０号）

(11) 収支予算総括表（様式第１１号とし、(12)の収支予算書５年度分を作成すること。）

(12) 収支予算書（様式第１２号とし、令和９年度から令和１３年度までの５年度分を作成すること。）

※(3)の「法人登記簿謄本」と(4)⑥の「登記事項証明書」を「履歴事項全部証明書」で提出していただいても差し支えありません。

※応募する者に代表者が２名いる場合、(1)の「指定管理者指定申請書（様式第４号）」及び(6)の「欠格事項に該当しない旨の申立書（様式第６号）」の代表者氏名欄には、「協定書締結等の際に代表される方の氏名」を記入すること。

※応募する者に代表者が２名いる場合、(4)の「事業者に関する書類」のうち、①の「法人等の概要（様式第５－１号）」及び②の「法人等の役員等の一覧表（様式第５－２号）」の代表者氏名欄には２名の方の氏名を、また、「法人等の代表者履歴書（様式第５－３号）」も２名分提出すること。

1.1 申請方法及び申請先

- (1) 申請書類は、リングファイル（Ａ４版タテ）に（１）～（１２）の順に綴り、利府町企画部スポーツ振興課施設運営係宛直接提出すること。なお、郵送などの方法による申請は受付しません。
- (2) 受付期間は、令和８年９月２８日（月）から同年１０月２日（金）までとし、各日とも午前９時から午後５時までとします。

1 2 留意事項

- (1) 提出期限後に提出された申請書は受付しません。
- (2) 申請書類の追加、再申請、差替え、内容変更は、原則として認めません。
- (3) 申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。
- (4) 申請に要する経費は、申請者の負担とします。
- (5) 申請書類等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、利府町は指定管理者の決定の公表等必要な場合には、申請書類の内容を無償で利用できるものとし、又は、申請書類の内容を複製、改編して利用できるものとしします。
- (6) 申請書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を令和8年10月5日（月）までに提出すること。
- (7) 申請書類の提出部数は、正本1部、副本9部（副本は複写可）計10部とします。
- (8) 申請書類については、利府町情報公開条例（平成11年町条例第1号）に規定する公文書に該当することになり、情報公開の請求がされた場合、同条例に基づき、情報公開の手続きの対象となります。

第1 4 選定方法等について

1 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、利府町総合体育館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、事業計画、収支計画、申請者の能力等を総合的に評価し、最も優れた申請者を指定管理者の優先交渉権者として選定します。

その後、優先交渉権者と業務内容等の協議を行い、協議が整った段階で、指定管理者候補者として決定します。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止することとし、選定委員会において次点となった者と協議を行うこととします。

また、最終的には、利府町議会の議決を経て、利府町が指定管理者を指定します。

※指定管理者の候補者として適当と認められる応募者がいないと判断した場合は、今回の応募手続に基づく指定管理者の選定を行わない場合があります。

※選定委員会の審査及びプレゼンテーションは全て非公開とし、審査結果に対する異議については一切応じません。

(1) 資格審査

申請団体から提出された応募書類について所管課が「第1 3 応募に関する事項」の条件を満たしているかを確認し、資格がないと認められる場合、又は、指定管理料の基準額を上回る場合には失格等の通知をします。

また、応募者多数の場合は、書類審査で1次選考を行う場合があります。

(2) 書類審査

審査の対象と認められた法人等を対象として、応募書類の提案内容等について選定委員会が評価を行います。

(3) 面接審査

申請者は、提案内容のプレゼンテーション（25分以内）を実施し、その後、選

定委員会委員からの質疑（１５分程度）による面接を行います。

なお、面接審査には、３人以内の出席を求めて実施します。

- ① プレゼンテーションは、申請書類に基づき、２ 選定基準の（１）及び（２）についてのみ行うものとします。

※２ 選定基準の（３）及び（４）については、申請書類により、事前に採点を行います。

- ② プレゼンテーションの形式は自由としますが、新たなプレゼン資料の作成に当たっては、申請書類との整合性を保ち、内容の逸脱がないよう厳守すること。
- ③ プレゼンテーションは、法人等の関係者自らが行うこと。（外部委託は不可）
- ④ プレゼンテーションに必要な機材等がある場合は、申請者が全て用意するものとし、その場合は準備、撤去も含め、全て制限時間内で行うこと。

（４） 指定管理者の優先交渉権者（指定管理者候補者）選定

書類審査、面接審査により選定委員会委員は、審査基準に基づき採点評価を行い、極端な点数が最終結果に与える影響を考慮し、公平で安定した評価とするため、最低点と最高点を除外した選定委員会委員の総得点を集計した平均値が最も高い法人等を指定管理者の優先交渉権者として選定します。

ただし、審査した法人等全てにおいて集計した平均値が６０点以下の場合は、適格者なしとする場合があります。

なお、選定委員会の審査結果に基づき、利府町はその結果について審査の対象となった全法人等に通知します。

２ 選定基準

次に掲げる基準によって審査し、当該施設の管理を行わせることが適当と認められる法人等を選定します。

- （１） 地域住民の平等な施設の利用を確保できること。
- （２） その事業計画の内容が当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （３） 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- （４） 情報公開、個人情報の取り扱いを適正に行う体制が整備されていること。

３ 選定の視点

指定管理者の候補は、上記２に定める選定基準を満たすものの中から、次の視点を重視し、総合的に評価して選定します。

- （１） 視点１ 施設の目的に沿って、より安定して施設の管理を行うと認められるもの。
- （２） 視点２ 施設の効用を増し、より住民サービスの向上につながる管理を行うと認められるもの。
- （３） 視点３ 施設をより経済的に管理する（管理経費が少ない）と認められるもの。

４ 審査項目及び配点等

別添２のとおりとします。

第15 協定の締結

1 基本的な考え方

利府町議会の議決に基づき指定管理者を指定した場合、改めて、利府町と指定管理者が業務に関する条件や要求水準（【別紙資料3】利府町スポーツ施設等指定管理業務仕様書）について共通の認識を持つため、協議の上、協定を締結することとします。協定は、指定管理期間を通じての基本的事項を定めた「基本協定」と、年度毎の事項を定めた「年度協定」を締結します。

協定の発効は、指定管理期間の始期とします。

2 仮基本協定の締結

指定管理者候補者の決定の後、指定管理者候補者と利府町において、施設の管理運営業務に関する包括的な事項を定めた仮基本協定を締結する予定です。

3 指定管理者の指定及び選定結果の公表

令和8年利府町議会12月定例会による議決を経て、利府町長が文書で指定します。

また、指定後は、速やかに指定団体の名称等を告示するとともに、選定結果を利府町ホームページで公表します。

4 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。なお、この場合においても、利府町は、応募者が応募に関して負担した費用（候補者となった後の準備行為に関する費用を含む）は、一切補償しません。

- (1) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- (2) 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

5 その他

- (1) 指定管理者が法人等のグループである場合は、協定の締結時に構成員全員の同意書を提出すること。
- (2) 協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

第16 その他の事項

1 中間評価の実施

指定管理期間の中間年にあたる3年目に施設の運営状況や事業者の団体としての経営状況についての評価を実施する予定です。

2 選定委員及び関係者との接触禁止

申請者は、事業者説明会・面接・募集に関する質問等の行為を除き、選定委員会委員及び関係者と本件提案についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とするものとします。

3 災害発生時の対応

利府町は、災害発生時に町の方針に基づき、利府町の施設として各施設を避難所として開放することになるため、災害時には、利府町から要請があった場合は誠実に災害対応に協力すること。

4 各種選挙時の対応

利府町総合体育館は、各選挙時に開票所として使用する場合があるため、優先利用に協力すること。

5 ネーミングライツ制度の導入

指定管理期間中に利府町がネーミングライツパートナーと契約を締結した場合は、その契約に基づき、愛称の使用等について必要な協力をする。

第17 問い合わせ及び申請書類の提出先

利府町企画部スポーツ振興課施設運営係

住 所 〒981-0112 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地

電 話 (022) 767-2190

FAX (022) 767-2100

電子メール sports-u@rifu-cho.com

第18 参考資料及び申請様式

【参考資料】

- ◆ 別紙資料1 利府町スポーツ施設等概要一覧表
- ◆ 別紙資料2 施設平面図
- ◆ 別紙資料3 利府町スポーツ施設等指定管理業務仕様書
- ◆ 別紙資料4 利府町スポーツ少年団等事務
- ◆ 別紙資料5 施設管理決算状況（令和6年度及び令和7年度）
- ◆ 別紙資料6-1 利府町中央公園・沢乙北公園除草面積
- ◆ 別紙資料6-2 利府町中央公園除草区域図
- ◆ 別紙資料6-3 沢乙北公園除草区域図
- ◆ 別紙資料7 利府町スポーツ施設等（有料）過去2年間各施設利用者数
- ◆ 別紙資料8 備品一覧表

【申請様式】

- ◆ 様式第1-1号 利府町スポーツ施設等指定管理者事業者説明会参加申込書
- ◆ 様式第1-2号 利府町スポーツ施設等指定管理者募集要項等に関する質問書
- ◆ 様式第2-1号 利府町スポーツ施設等指定管理者参加表明書（単独応募用）
- ◆ 様式第2-2号 利府町スポーツ施設等指定管理者参加表明書（共同事業体応募用）
- ◆ 様式第2-3号 共同事業体協定書兼委任状（共同事業体応募用）
- ◆ 様式第3号 辞退届
- ◆ 様式第4号 指定管理者指定申請書
- ◆ 様式第5-1号 法人等の概要
- ◆ 様式第5-2号 法人等の役員等の一覧表

- ◆ 様式第 5－3 号 法人等の代表者履歴書
- ◆ 様式第 5－4 号 法人等の類似施設等管理運営実績表
- ◆ 様式第 6 号 欠格事項に該当しない旨の申立書
- ◆ 様式第 7 号 グループ構成団体一覧表
- ◆ 様式第 8 号 申請手続等に関する委任状
- ◆ 様式第 9 号 事業計画書
- ◆ 様式第 10 号 人員配置計画
- ◆ 様式第 11 号 収支予算総括表
- ◆ 様式第 12 号 各年度収支予算書（令和 9 年度から令和 13 年度まで）

別添 1

リスク分担表

リスクの種類	内容	負担者	
		利府町	指定管理者
物価変動	人件費・各種購入費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・利用者への対応	周辺地域・利用者との協調		○
	指定管理業務の内容に対する利用者からの要望等		○
	上記以外の事項	協議により定める	
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
法令等の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	広く一般に影響を与える法令の新設、変更		○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
その他の制度変更	施設管理・運営に影響を及ぼす制度変更	○	
	一般的な制度変更		○
需要変動	外的要因による需要変動		○
業務内容の変更	政治・行政的理由により、施設管理・運営業務の継続に支障が生じた場合、又は指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及びその他の当該事情による増加経費	協議により定める	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、暴動、感染症その他町又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の復旧経費及び業務履行不能	協議により定める	
許認可等	町が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○

リスクの種類	内容	負担者	
		利府町	指定管理者
施設・設備の損傷	指定管理者として管理を怠ったもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（200万円未満のもの）		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（200万円以上のもの）	○	
施設の瑕疵	施設の構造に問題があるもの	○	
事業の中止、延期	町の帰責事由による事業の中止、延期	○	
	指定管理者の帰責事由による事業の中止、延期		○
利用者等への対応	施設の管理運営に関するもの		○
	上記以外のもの	○	
書類の誤り	町が作成した書類に関するもの	○	
	指定管理者が作成した書類に関するもの		○
環境問題	指定管理者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出など）		○
災害等のリスク	自然災害・放火等の不可抗力によるもの	○	
	指定管理者の瑕疵によるもの		○
臨時休館	町の帰責事由によるもの	○	
	指定管理者の帰責事由によるもの		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
第三者への賠償	町の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
	指定管理者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

- (1) この表の事項で疑義のある場合、又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、指定管理者と利府町が協議して決定します。
- (2) 管理業務を行う上で、施設、機器の不備又は管理上の瑕疵に起因する事故に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険等に参加すること。

別添 2

審査項目及び配点等

評価項目		評価観点	配点		
1 地域住民の平等な施設の利用を確保できること。	設置目的の理解	① 基本方針は、施設の設置目的を正しく認識したものになっているか。	1～5	× 1	5
	平等利用の確保	② 基本方針は、利用者の平等な利用の確保に配慮しているか。	1～5	×2	10
		③ 基本方針が事業計画に的確に反映されているか。	1～5	×2	10
2 事業計画の内容が当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	利用促進	④ 施設の利用促進に向けて、具体的かつ、有効な方策等を有しているか。	1～5	×1	5
	サービスの向上	⑤ 自主事業の実施方針が利用者ニーズを反映し、利用者負担額等が適切に設定され、具体的内容がスポーツ施設の事業として適切か。	1～5	×1	5
		⑥ 開館時間、休業日の設定の考え方が適切で、利用拡大を図るものとなっているか。	1～5	×1	5
	地域との連携	⑦ 住民、地域団体や総合型地域スポーツクラブを含むスポーツ団体との連携など、スポーツの振興及び利用促進に向けた提案であるか。	1～5	×1	5
	利府町との連携	⑧ 利府町スポーツ推進計画等町の方針に基づいた提案であるか。	1～5	×2	10
	施設管理	⑨ 適正かつ確実に維持管理を行うとともに、環境にも配慮したものとなっているか。	1～5	×1	5
	収支計画	⑩ 収入支出の積算がより経済的であり、管理運営計画と整合性が図られているか。	1～5	×2	10
		⑪ 指定管理料の低減が図られるものとなっているか。	1～5	×1	5
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。	経営基盤	⑫ 申請者の経営基盤が安定しており本施設の管理運営を安定して実践できる能力を有しているか。	1～5	×1	5
		⑬ 類似のスポーツ施設における管理運営の実績があり、必要な経験及び知識を有していると認められるか。	1～5	×1	5
	実施体制	⑭ 運営体制は、管理運営方針との整合性が図られ、必要な許認可証を有し、かつ資格職員が確保されているとともに、緊急事態への対応等危機管理できるものとなっているか。	1～5	×1	5
		⑮ 充実したサービスが提供できる職員の構成及び配置となっているか。	1～5	×1	5
4 情報公開、個人情報の取り扱いを適正に行う体制が整備されていること。	情報管理	⑯ 情報公開に積極的で、また、個人情報の保護の取り扱いが適切であり、具体的な定めがあるか。又は定めようとしているか。	1～5	×1	5
合計得点					100